

「日の丸・君が代」強制反対訴訟 東京地裁の判決 (要旨)

東京地裁が二十一日
言い渡した「日の丸・君
が代」強制反対訴訟の判
決理由の要旨は次の通
り。

【訴えの適否】
在職中の原告には、校
長から入学式、卒業式等
の式典において国歌斉唱
時に起立して国歌を齊唱
すること、ピアノ伴奏を
することについての職務
命令を受けたこと、同職
務命令を拒否した場合に
戒告、減給、停職等の懲
戒処分を受け、再発防止
研修の受講を命じられる
こと、定年退職後に再雇
用を希望しても拒否され
ることはいずれも確實で
ある。懲戒処分等の強制
下、自分の信念に従つて
職務命令を拒否する
か、自分の信念に従つて
上記職務命令に従うかの
岐路に立たされることに
なる。職務命令が違法で
ある。

あつた場合に侵害を受け
る権利は、思想・良心の
自由等の精神的自由権に
かかるわる権利であるか
ら、権利侵害があった後
に、処分取消請求、慰謝
料請求等ができるとして
も、そもそも事後の救済
には馴染みにくい権利で
あるといつてができる
うえ、その侵害の程度も
看過し難いものがある。
また、在職中の原告に
が、本件通りに基づく校
長の職務命令に違反する
こと、定年退職後に再雇
用を希望しても拒否され
ることはないが、確実に
処分を受けることは確実
であり、その処分は戒
告、減給、停職と回数を
重ねる毎に重い処分とな
っている。懲戒免職処分
となる可能性も否定する
ことができる。これら
の不利益は看過し難いも
のがある。事後的に、争
つたのでは、回復し難い
こと。

【起立・斉唱義務】
我が國において、日の
丸・君が代は、明治時代
以来、第二次世界大戦終
了までの間、皇國思想や
軍国主義思想の精神的支
柱として用いられてきた
ことがあることは否定し
難い歴史的事実であり、
国旗・国歌法により、日の
丸・君が代が国旗、国
歌と規定された現在にお
いても、なお国民の間で
宗教的、政治的にみて日
の丸・君が代が価値中立
的なものと認められるま
でには至っていない状況
にあることが認められ
る。このため、国民の間

には、公立学校の入学
式、卒業式において、国
旗掲揚、国歌斉唱する
ことに対する者も少な
かぬすおり、このような
訴えのうち公的義務の不
存在確認請求及び予防的
不作為請求にかかる部分
は適法といふべきであ
る。

したがつて、原告の
訴えのうち公的義務の不
存在確認請求及び予防的
不作為請求にかかる部分
は適法といふべきであ
る。

【起立・斉唱義務】
我が國において、日の
丸・君が代は、明治時代
以来、第二次世界大戦終
了までの間、皇國思想や
軍国主義思想の精神的支
柱として用いられてきた
ことがあることは否定し
難い歴史的事実であり、
国旗・国歌法により、日の
丸・君が代が国旗、国
歌と規定された現在にお
いても、なお国民の間で
宗教的、政治的にみて日
の丸・君が代が価値中立
的なものと認められるま
でには至っていない状況
における原告らが受け
る不利益は看過し難いも
のがある。事後的に、争
つたのでは、回復し難い
こと。

教職員の内心領域における精神活動までを制するものではなく、思想、良心の自由を侵害しないと主張する。しかし、人の内心領域の精神的活動は外部的行為と密接な関係を有するものであり、これを切り離して考へることは困難かつ不自然であり、国旗に向かって起立したくない、国歌を斉唱したくない、或いは国歌を伴奏したくないという思想、良心を持つ教職員にこれらの行為を命じるならば、これらが思想、良心を有する者の自由権を侵害している。

【学習指導要領の国旗・国歌条項】
学習指導要領は、原則として法規としての性質を有する。むとむ、国の教育行政機関が、普通教育の内容及び方法について指示するものでは

接する場合に、大綱的に基準に止めるべきものと解する。学習指導要領の個別の条項が、大綱的に基準を逸脱し、内容的にも教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制するようなものである場合には、教育基本法10条1項所定の不当な支配に該当するものとして、法規としての性質を否定するのが相当である。これを学習指導要領の国旗・国歌条項についてみてみると、同条項は、「国旗を掲揚する」とも「国歌を斎唱する」ように、国歌を斎唱するよう指導するもの」と規定するのみであって、どのよくな教育をするかについてまでは定めてはいない。また、国旗掲揚・国歌斎唱の具体的方針等について指示するものでは

なく、実施方法等についてねており、その内容が一義的なものになつていなければならない。

学習指導要領の国旗

その内容が教育の自主性尊重、教育における機会均等の確保と全国的な定水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準を走めるものであり、かつ、教職員に対し一方的で、教職員に対する権利を保護するための手段である。国旗に対する権利を保護するためには、教育の自

主性尊重の見地のほか、教育における機会均等の介入の排除、教育の自由権の実現のための手段である。この目的のために必要な大綱的な基準に止めるべきものと解するのが相当である。

【通達と基づく義務】

都教委教育長が発する通達なしに職務命令についても、学習指導要領と同様に、教育基本法10条の趣旨である教育に対する行政権力の不当、不要の介入の排除、教育の自由権の実現のための手段である。国旗に対する権利を保護するためには、教育の自主性尊重の見地のほか、教育における機会均等の介入の排除、教育の自由権の実現のための手段である。この目的のために必要な大綱的な基準に止めるべきものと解するのが相当である。

通達及びこれに関する被告都教委の都立学校の各校長に対する一連の指導等は、教育の自主性を侵害するものと解するのが相当である。この目的のために必要な大綱的な基準に止めるべきものと解するのが相当である。

自由に対する公共の福祉の観点から許容される制約とは言ひ難いところがある。

16

通達及びこれに関する被告都教委の一連の指導等は、教育基本法10条に反し、憲法19条の思想・良心の自由に対し、公共の福祉の観点から許容された制約の範囲を超えて、これにより、教職員が、都立学校の入学式、卒業式等の式典において、国歌斉唱の際、国旗に向かって起立し、国歌を齊唱する義務、ピアノ伴奏をする義務等に妨害するようない行為に及ぶこと、生徒らに対し国歌に向かって起立し、国歌を齊唱するようない行為に及ぶこと、それもしない。許されない。

しかし、思想・良心の自由に基づき、これらの行為を拒否すれば自由を行はざることがあるとしている。また、教職員が拒否したとしても、格別、式典の進行や国歌斉唱を妨害することはない。生徒の対して国歌斉唱の拒否を殊更煽るものが、あるとまではいえず、式典における国旗・国歌に対する正しい認識を持たせ、これを尊重する態度を育てるとの教育目標を阻害するおそれもない」と述べる。

仮に音楽科担当教員が国歌斎唱の際のピアノ伴奏を拒否したとしても、他の代替手段も可能と考えられ、当該教員に対し、伴奏を拒否するか否かについて予め確認しておけば式典の進行等が滞るおそれもないはずである。教職員が拒否した場合に、これは異なる世界

歌斎唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斎唱するか否かの岐路に立たされたこと、あるいは本件通達及びこれに基づく各校長の職務命令に従われたことにより、精神的損害を受けたことが認められる。これらの損害額は、1人当たり3万円を下らない。

【結論】

国旗・国歌法の制定・施行されている現行法下において、生徒に日本に向かって起立し、国歌を斎唱せよとの職務命令を発すのことは、重大かつ明白な瑕疵があるといつべきである。

しかし、他方で、このようにして生徒に日本としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長される日本人にとって、国旗、国歌に対する正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てるることは重要なことである。そして、学校における入学式、卒業式等の式典において、国

式、卒業式等の式典は、生徒に対し、学校生活に感覚を与えることがあると感覚を求めているのである。このようなく不快感等により原告の教職員の基本的人権を制約するひとは相手とは思われない。当とと思われるが、都立学校の各校長が、本件通達に基づき、原告ら教職員に対し、入学式、卒業式等の式典において国歌斎唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斎唱せよとの職務命令を発すのことは、重大かつ明白な瑕疵があるといつべきである。

【国家賠償請求権】

違法な通達及びこれによつて、入学式、卒業式等の式典において、国歌斎唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斎唱するようない行為に及ぶこと、それもしない。許されない。

しかし、他方で、このようにして生徒に日本としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長される日本人にとって、国旗、国歌に対する正しい認識を持つたせ、それらを尊重する態度を育てるることは重要なことである。そして、学校における入学式、卒業式等の式典において、国

また現実である。このようないふな場合において、起立したくない教職員、ピアノ伴奏したくない教職員に対し、懲戒処分をしてまで起立させ、斉唱等させないことは、いわば、少數者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置であると思料する次第である。国旗・国歌は、国民に対し強制するのではなく、自然のうちに国民の間に定着させるとこがのが国旗・国歌法の制度趣旨であり、學習指導要領の国旗・国歌条項の理念と考えられる。これら国旗・国歌法の制度趣旨等に照らすと、本件通達及びこれに基づく各校長の原告の教職員に対する職務命令は違法である。

声明

都の控訴は、憲法尊重擁護義務(憲法99条)に違反する

原告団・弁護団

東京地方裁判所が国歌斎唱義務不存在確認請求等訴訟について去る9月21日に言い渡した判決(以下「本件判決」)に対し、

本件判決は、10・2

3通達といれに関する一連の都教委の校長に対する指導が、卒業式・入学式等での国旗掲揚、国歌斎唱の実施方法や、教職員に対する職務命令の発令等について、各学校の裁量の余地なく画一的に都教委の方針を強制する

もので、教育の自主性を侵害し、教基法10条の禁ずる「不当な支配」に該当するもので違法とした。

また、教職員に対し懲戒処分などをしてまで一

挙に起立・斉唱・ピアノ

伴奏等の義務を課した10・23通達とこれに基づく職務命令は、憲法1

9条で保障された思想・

良心の自由を侵害し、違

憲であるとして、起立・

国歌斎唱・ピアノ伴奏義

務等の不存在、懲戒処分

の禁止、慰謝料の支払い

を認めた。

われわれ原告団・弁護団は、都教委及び都が10・23通達及び処分の撤回を求めるわれわれの

原告の教職員に対する職務命令は違法である。